

一御装束寸尺の事、補宜等が中にとり大たかばかりをもて、如所存さしとるよし申以外のそらごとなり、以往より定まれる鐵尺をもて、辨代と一補宜が前において、お、い筵を玄き、その上に御唐櫃の蓋をおき、其上にて神宮の奉行并物忌等さしまるらせ、行事官等相共に拜見仕、如先規さたをいたす處に、如此申條以外の不當なり、尊神の照覽をば申さる也。○中略

○按ズルニ、大たかばかりトハ、鷹斗ニ對ヘテ云ヘルニテ、一尺二寸五分ノ度、即チ鯨尺ヲ云フ
ナルベシ、

タリハカリ鷹秤^{タリハカリ}鷹^{タリ}猛惡之鳥也。生^シ子在^レ巣^ヲ。其子生長^{スル}則有^シ食^ム。観^ム云傳^{ハシマツ}也。父畏^ム。

〔後奈良院御撰何曾〕けふのかり場は犬もなし

○た
○か
鷹○
○ば
○か
○り

鷹三百首和歌多男山はごやかひたるたかばかりかけをくれてや落に行らん
倭訓栄多前編十四たかばかり 鷹の巣をかくるに一尺二寸上に枝を置て其枝に居て餌をおどすさなければ母鳥に喧著故也よて一尺二寸を鷹秤ともいふともいへり

〔古今要覽 器財〕甲冑用鷹ざし

南都に、甲冑用。鷹。ざ。し。といふあり、御尺司林氏製する所なり、その長曲尺一尺一寸五分にあたる、延喜式の造位記尺に比すれば五分短し、その尺に添たる説あり、云、鷹は勇猛の鳥にして、子を生し巣にありて、子に食をあたふるに、巣より一尺枝をさがり、子をやしなふゆゑに、是を呼て、鷹度タカハカリといふ、武勇をいはふ吉例によりて、往古より甲冑に此尺を用ふる事なりとあり、

曲曲
金尺

〔倭訓釋中編二十四〕まがりかね 倭名抄に曲尺をよめり、矩なり、今さしがねと云。
〔書言字考節用集器財〕 矩 マガリカチ 規爲圓之法、曲尺用同 又云勾尺、匠家所爲方之器、曲尺用、乃李唐尺也。

用集器七財矩 マガリカ子 規爲圓之法、曲尺又云勾尺、匠家所
爲方之器、曲尺同又云勾尺、匠家所